

第 34 号 平成 28 年 2 月 24 日受理 県土整備常任委員会付託

件 名 建設事業者に対する損害賠償請求の軽減を求めることについて

要 旨

平成 26 年 2 月 3 日に千葉県山武地区の建設事業者 30 社が公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに関し、千葉県が建設事業者 19 社に対し総額 11 億円強の損害賠償金を請求していることに対して、建設事業者を取り巻く経済環境、これら建設事業者が倒産・廃業に至った場合の地域経済や地域の災害対策に与える影響、また、沖縄県、石川県および鹿児島県における減額事例を参考に、損害賠償請求の軽減について措置願うものである。

対象となっている建設事業者は、ほとんどが中小零細事業者であり、経営状況も脆弱なうえ、苦しい経営を余儀なくされている状況にある。

このような状況において、公正取引委員会への課徴金に加えて、千葉県が請求している 20% の損害賠償金の納付は非常に厳しいものであり、多くの建設事業者が倒産・廃業に至る恐れがある。

他県における事例においても、沖縄県は 10% を 5% に、石川県は 30% を 8% に、鹿児島県では 10% を 5% に損害賠償額をそれぞれ減額している。

対象建設事業者は今回の事案を猛省し、今後も県民の安全・安心や災害対策を担う一翼として努めていく所存である。

以上の趣旨から、建設事業者に対し、一定の割合による損害賠償金の減額および分割支払い等の軽減について措置願いたい。